

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日

◇規 則 目 次  
河川法施行細則の一部を改正する規則

## 規 則

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十一号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則（昭和四十年八月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一中「六一四円」を「七六八円」に、「三〇七円」を「三八四円」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。